

2023年12月21日  
一般質問／中西智子

◆ノーマライゼーション社会の推進について

市民派クラブの中西智子です。

ノーマライゼーション社会の推進について一般質問いたします。

1点目に、手話言語及び障害者の情報コミュニケーションについてお聞きします。昨日、手話言語条例、そして障害者情報コミュニケーション促進条例が議決されました。年が明けて1月1日から施行されることとなります。長期間にわたり議論を重ねて成立した条例の理念をしっかりと生かして、今後の施策やサービスをどのように具体化させていくのか、そして多くの市民がこの条例の趣旨をどのように理解をしていくのかということを考えながら質問させていただきます。

1つ目に、推進計画、または推進方針の策定についてお聞きします。手話言語条例には、第1条、目的において「手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り」とあります。総合的で計画的な施策の推進をどのように行っていくのでしょうか。例えば、神奈川県や鳥取県、三重県、米子市、東大阪市などのほか、多くの自治体が条例に基づき、手話の普及等に関する施策について、推進計画や推進方針を策定しています。例えば、米子市では、聾者と聾者以外の者とが共生することができる地域社会の実現を図るという目的で、手話言語に対する理解や手話言語の普及策や手話言語を用いた情報の発信など、聾者が市政に関する情報を速やかに得ることができるようにするための施策、手話通訳者の配置や処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策、乳幼児期における聾児の早期発見や療育施策、聾者の高齢化に対応するための施策、災害時における聾者策などについて、それぞれに具体的に示されています。そして、実施状況については検証を行い、必要な見直しが行われているようです。さて、箕面市ではどのような推進計画や推進方針を策定する予定でしょうか。ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しましてご答弁いたします。条例施行に伴う方向性や行動目標については、これまでの障害者施策と同様に、箕面市障害者市民の長期計画～みのお‘N’プラン～及び市障害福祉計画において、その考え方を示す予定です。以上でございます。

ただいまのご答弁では、つまり推進計画や推進方針は策定しないというご答弁だったと理解をいたします。障害者市民施策の長期計画や障害福祉計画はどこの自治体でも策定しないといけないものです。ですから、ただいまのご答弁では、手話言語条例等の推進計画や手話言語条例の推進方針は策定しないという市の方針がどうなのかなというふうに思いますけれども、それではこのたびの2つの条例制定を受けて、次期～みのお‘N’プラン～及び箕面市障害福祉計画案に新たに加えられる方向性や行動目標の内容をお教えください。

<答弁>

次期計画への新たな取組の記載についてご答弁いたします。今後の方向性として、条例に定める様々な意思疎通手段による新たな提供の手法やニーズも含めた検討、新たなデジタル技術の活用も含めた環境整備の検討、また行動目標として、デジタル技術の活用なども含めた障害特性に応じた意思疎通支援策の充実等について記載しています。以上でございます。

続きまして、逐条解説についてお聞きをいたします。

条例の趣旨や内容について、誰もが理解し共有できるように、例えば大阪府や枚方市、山口市、近江八幡市をはじめ、多くの自治体では逐条解説をつくっています。議会だけでなく、広く市民や事業者にも理解してもらうためにも、逐条解説があれば分かりやすいと思いますが、市のお考えはいかがでしょうか。

<答弁>

逐条解説についてご答弁いたします。条例は分かりやすさを心がけて作成しており、逐条解説を作成する予定はありません。より多くの方に理解いただくためには、逐条解説の作成よりも、ポスターやリーフレット等を活用した啓発が効果的と考え、今議会にて当該予算をお認めいただいたところです。

以上でございます。

啓発という意味ではポスターやリーフレットが効果的だと思います。しかし、逐条解説は条例の趣旨や目的、背景、経緯などをはめ、条文の意味や運用、解釈を順序立てて解説したものであるため、ポスターやリーフレットとは性格が異なります。市の条例は分かりやすいとのことですが、例えば合理的配慮とはどういう意味なのかなど、条例に細かく書き切れなかった部分や条文だけでは解釈に迷う部分などは、やはり逐条解説で示していただければというふうに思います。

次に質問いたします。手話言語条例、障害者情報コミュニケーション促進条例には、施策の内容検討や見直しは障害者や関係者、関係団体の意見を聞くことが定められています。これは障害者市民施策推進協議会、以下、障推協と言います、その専門部会の場で行われると承知をしていますが、事業や施策の振り返りや進捗確認、新たな施策に関する協議などはどのような頻度で行われるのでしょうか。とりわけ、これらの条例が制定され、今後の具体的な取組などを協議していくことになると思われませんが、市がどのようなスピード感で進めようとお考えなのかお聞きします。ご答弁お願いいたします。

<答弁>

障害当事者や関係者との協議の頻度等についてご答弁いたします。3年ごとの市障害福祉計画の策定時等に施策内容の検討や見直しを行う機会を設けています。あわせて、箕面市障害者市民施策推進協議会の専門部会を継続的に開催し、関係者や関係団体との意見交換を行うなど、事案内容に応じて適宜必要な検討を行う予定です。以上でございます。

ご答弁いただいたんですけれども、残念ながらスピード感が感じられるというご答弁とは受け止められませんでした。また、様々な障害者の中には、多様な障害特性があること、その中で、乳幼児や高齢者など、それぞれに課題が多様であることを考えると、障推協の専門部会のメンバー構成について検討が必要ではないかと思われまます。これは障推協のメンバーが駄目だということではなくて、それにもっと追加をしていかななくてはいけないのではないかという意味です。これは要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、条例にある市の責務に関してお尋ねいたします。手話言語条例第4条の2にある「ろう者が手話を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、及び利用することができる環境の整備を促進する施策」とは、具体的にどのような施策が想定されているのでしょうか。また、この施策については、第8条において、財政上の措置を講ずるとあります。例えば委員会では、市民が主体のイベントに手話通訳等に要する費用については、市は助成しないという考えを示されました。しかし、条例の趣旨や理念が社会的に一定理解されるまでの間、広く市民に浸透を図るためにも、市の支援や物質的な補助が必要ではないかと考えまますが、改めて市のお考えをお聞きいたします。ご答弁をお願いいたします。

#### <答弁>

手話の利用環境整備の具体策と市民主体イベントの手話通訳費用助成についてご答弁いたします。手話の利用環境整備については、手話通訳を必要とする個人に対する手話通訳者の派遣及び市主催行事における手話通訳の実施や意思疎通支援者の養成等に継続的に取り組むほか、ICT機器等をはじめとする情報意思疎通支援機器など、窓口対応において有用な機器等の活用の検討など、民間事業者に対する啓発などを含め、市民及び事業者に対する理解の促進や環境の整備に資する取組を検討してまいります。なお、イベント等における手話通訳者等の配置については、さきの民生常任委員会でご答弁したとおり、本来、行事等の主催者が自ら配置するものと考えており、市の費用補助は考えておりません。

以上でございます。

ありがとうございます。手話通訳等の配置について、経過措置は考慮しないし、財政的な支援も行わないという市のお考えを確認いたしました。聾者や難聴者、聴覚障害者が他の市民と共にイベントを楽しみ、交流する機会を増やすことはとても重要です。そのための意思疎通に欠かせない手話や要約筆記等に係る費用は、残念ながら、小規模な事業者や市民グループにとっては負担感が大きいと思われます。例えば、明石市では、地域で安心してコミュニケーションが図れるように、会議や行事、医療機関など、必要なときに必要な場所に手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。聞こえない人だけでなく、聞こえる人や団体も利用申請ができます。国が示している意思疎通支援事業に関するモデル要綱を参考にして、市民誰もが積極的にコミュニケーションできる環境をめざして制度の周知を行っているそうです。ぜひ先進市を参考にさせていただいて、箕面市でも取り組んでいただきたいと、この場では要望させていただきます。

次に、手話通訳者、要約筆記者についてお伺いします。市の登録手話通訳者及び登録要約筆記者向けの技能研修や講習会について、毎年の実施状況等についてお教えてください。また、登録者が返上する数や新規登録者数などの状況はいかがでしょうか。次に、今後の計画についてお聞きします。人材育成の体制は今までの方法では、登録者数はさほど増えないのではないかと危惧をいたしますが、その点について市はどのようにお考えでしょうか。また現在、健康福祉部に手話通訳業務員を配置し、窓口対応を行えるよう取組を進めているとのことですが、現在市には手話通訳ができる職員は何名いらっしゃるのでしょうか。ライフプラザ以外の市の窓口業務に手話通訳ができる職員はどれぐらい配置されておられるのでしょうか。また、今後は具体的にどのような体制をめざしておられるのか、併せてご答弁をお願いいたします。

#### <答弁>

市の登録手話通訳者及び登録要約筆記者についてご答弁いたします。手話通訳については、全35回から成る初心者向けの手話講習会を毎年実施しており、令和4年度は15人の参加者のうち修了者は11名でした。市登録手話通訳者等を対象とした手話通訳技能研修及び自主学習会の受講者は令和4年度は23名、

令和3年度は22名でした。要約筆記については、全3回から成る初心者向けの要約筆記講習会を毎年実施しており、令和4年度の受講者は16名、令和3年度は18名でした。登録要約筆記者等を対象とした要約筆記技能研修の受講者は令和4年度は11名、令和3年度は8名でした。市への登録に直結するような性質の研修ではないことから、登録者となった割合などは把握していません。令和5年度及び令和4年度に手話通訳者が各年度1名ずつ新規登録された一方で、令和5年度に手話通訳者1名、令和4年度に要約筆記者2名が体調等を理由に登録継続を辞退されました。毎年、1から2名の新規登録及び辞退があり、登録者数に大きな増減はありません。今後、各種研修等を引き続き実施し、大阪府による研修の活用も含め、人材育成に努めるとともに、ICT等、有用な機器等による代替策などの在り方についても他市事例を参考に研究してまいります。また、市窓口の手話通訳体制については、手話通訳業務員2名をライフプラザに配置し、必要に応じ、市役所等へ出向いて、窓口対応時の手話通訳を行っています。今後、窓口対応について状況を継続的に確認するとともに、ICT機器の活用なども含め、必要な検討を行う予定です。以上でございます。

ご答弁ありがとうございます。箕面市で実施している手話や要約筆記の講座は初級クラスの1種類であること、また市の登録者数については大きな増減がないということで確認をいたしました。なお、ICT機器の活用についても研究していくとのことでしたが、他市ではタブレット端末を使った遠隔手話通訳サービスを実施しているところがあります。例えば、それを用いて市役所と観光案内所を結ぶなどの遠隔操作で手話通訳の提供ができるようですので、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。2点目に、ノーマライゼーション社会の推進に向けた具体的施策について質問をいたします。1つ目に、情報バリアフリーの推進と課題について伺います。視覚障害や聴覚障害、知的障害、重度障害、色覚障害、発達障害などを含む精神障害など、多様な障害がある市民がひとしく情報を取得でき、障害特性に応じた意思疎通支援の手段の確保は喫緊の課題であると考えます。個別の障害特性に応じた意思疎通支援について市は具体的にどのように捉え、何が課題であると考えておられるでしょうか。また、これまで当

事者などからの要望としてはどのようなものがあるのでしょうか。市はそれぞれの当事者からの要望に対して既に実施している支援策や、まだ実施には至っていないが、今後必要であると認識しておられる支援策についても教えてください。また、例えば、入院時のコミュニケーション支援について、これまでも家族団体が再三にわたり要望されてきましたが、このたびの条例制定を受けて、要望が実現に向かうのでしょうか。以上、課題について、第4次‘N’プランや第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画への反映等の検討状況もお伺いいたします。ご答弁をお願いいたします。

#### <答弁>

個別の障害特性に応じた意思疎通支援等についてご答弁いたします。個別の障害特性に応じた意思疎通支援策については、手話、要約筆記のほか、筆談、点字、拡大文字、音声、朗読、代読、代筆、平易な言葉などが想定され、市としては、今般の条例制定を踏まえ、障害特性に応じた意思疎通手段の利用環境の構築に向け、取組を進める考えです。これまでいただいた要望としては、市及び外郭団体による各戸配布物を全て点字、音声、拡大文字で発行してほしい、聴覚障害者向けのICT機器講習会を開催してほしい、窓口対応でICT機器を導入、活用してほしいなど、多くの要望をいただいています。市としては、これまで手話、要約筆記、点字、音などによる情報提供及び意思疎通支援を進めてきたほか、市の窓口全体において、筆談での対応や分かりやすい情報提供に努めています。今後の課題としては、これらの多様な意思疎通支援の要望に対し、ICT機器も含めた費用対効果の高い手法を検討し、優先順位をつけて行政情報の提供の充実などに取り組む必要があると考えています。入院時コミュニケーション支援については、現在、国が同制度の拡充を検討していることから、その動向を注視しているところです。なお、現在策定中の計画は、先ほどご答弁したとおり、方向性や行動目標、その考え方を示すもので、個別具体の支援策は記載していませんが、毎年度、計画の進行管理を行う中で、行動目標に沿った具体の取組状況の実績確認を行う予定です。以上でございます。

今後の課題については、行政情報の提供を充実させるということを1番目の目的として実施を検討されるというふうにお聞きをいたしました。ほかにもいろいろあると思いますので、そのほかの課題や取組についても精査をお願いしたいと思います。また、‘N’プランや障害福祉計画には、個別の具体的な支援策は記載しないとのことご答弁でした。そうであるので、推進計画や推進方針を策定する必要があるのではないですかと先ほど来、申し上げてきた次第であります。毎年度の進行管理を行う際にも、やはり具体的な支援策を示したものが必要ではないでしょうか。次に、2つ目、11月21日の障推協において、第4次‘N’プラン案に関するご意見の中に、中途難聴の頃に手帳の申請に至らなかったため福祉サービスを受けることができなかった、この申請に至らなかったというのはやっぱり情報、意思疎通の問題が関係していたというような内容だったと思います。適切なコミュニケーション支援がなく、ひきこもりになった、支援があるということも分からなかったというようなことだと思います。市が積極的に後押しすることが必要である、聞く力がだんだん落ちていく人への市のアプローチはどのようになっているのか、豊中市では様々な施策やイベントを実施している、市が間に立って気づきを支援することで、ひきこもりにならないようになるといった指摘がありました。傍聴していた私はコミュニケーション支援がなぜ大切なのか、改めてその重要性に気づかされた思いがいたしました。このご意見に対して、市は‘N’プランの中で、個別の具体策については書きづらいが、社会参加はこの計画を踏まえた事業の中で取り組んでいくというふうにご答弁されてきました。この計画を踏まえた事業とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。さて、例えば、宇都宮市では2018年に障害者が日常生活や社会生活において、情報のバリアを感じることなく、地域で安心して暮らせるよう、情報バリアフリー推進ガイドラインを作成しました。全ての人が円滑に情報を取得・利用できる社会をめざして策定されたものです。障害のある人がその障害のために情報を受けたり発信することが妨げられないよう、障害特性に応じてどのような配慮が必要か考えて行動するとともに、障害のある人の意向を尊重し、できる限り対応するという基本的な考え方が示されています。また、このガイドラインには、様々な障害特性、主な情



報収集、発信手段、情報提供する際の配慮、コミュニケーションにおける配慮、会議や研修会等の開催における配慮などが一覧表の中に分かりやすく示されています。また、災害時の緊急時における配慮についても、災害情報及び避難情報の伝達の際の配慮、避難誘導の際の配慮、避難所における配慮などが記載されています。多様な障害者市民の困り事や配慮の在り方を全ての市民が理解し、共有し、相互にコミュニケーションを図るための助けになると考えますが、例えばこのようなガイドラインについてはどのようにお考えでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

#### <答弁>

中途聴覚障害者へのコミュニケーション支援及び情報バリアフリー推進ガイドラインについてご答弁いたします。難聴または中途失聴により、聴覚障害に係る身体障害者手帳を取得された方は、要約筆記等によるコミュニケーション支援の対象となります。障害者市民施策推進協議会でいただいたご意見の中には、こうした支援の情報を十分に得られず、不安が大きかったとの指摘もあったため、引き続き、広く支援策の周知を進めます。また、障害特性に配慮した対応のガイドラインについては、本市では窓口における障害者市民に対する配慮マニュアルを平成18年度に策定し、職員研修等を通じて職員に周知するとともに、市ホームページでも公開しています。また、災害時の対応は、市ホームページに平易な表現で災害情報や避難誘導情報などを掲載するとともに、みのおエフエムでもお伝えし、視覚、音声の両方で情報を入手できるようにしています。なお、避難所についても、市がひな形として作成した基本の避難所運営マニュアルにおいて、情報に関する配慮を定め、障害者等への配慮も盛り込んだ上で、各地区防災委員会に提供しています。以上でございます。

ご答弁ありがとうございます。ガイドラインもあるし、窓口の対応マニュアルもあるし、避難所でのガイドラインもあるし、マニュアルもあるしというようなご答弁だったんですけれども、ではそれが本当に今、生かされて、みんながちゃんと共有できているのかということに立ち返っていただきたいなというふうに

思っております。この前の障推協でのご指摘、ご意見もございましたけれども、なかなかそこまできめ細かく対応できないという現状、現実があるかとは思っておりますけれども、それをどう打開をしていったらいいのかということも含めてお考えいただけたらなというふうに思っております。

3つ目に、2024年4月1日から事業者による合理的配慮が法的義務となりますが、市の具体的な取組について質問いたします。先進市の取組について、鳥取市、明石市、荒川区ほか、先日の民生常任委員会では、委員より、鳥取の事例が紹介されていましたが、明石市においても様々な取組が行われております。明石市では合理的配慮を実現するための様々な助成がございます。また、手話体操などもインターネット上で公開されるなど、様々に取り組んでおられるようですが、箕面市においても取り組めるものがたくさんあると思われそうですが、市の見解をお聞きしたいと思います。

#### <答弁>

事業者による合理的配慮の義務化についてご答弁いたします。令和3年に改正された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、令和6年4月1日から、事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、大阪府では既に令和3年4月の大阪府障害者別解消条例の改正により、事業者の合理的配慮の提供を義務化しています。本市においても、これら国・府の改正内容を庁内に周知し、指定管理者や外郭団体等についても情報提供に努めてきたところです。なお、合理的配慮の提供は、基本的には法に定める事業者の義務であり、助成についての具体的な考えはありませんが、引き続き、関係機関に対し、合理的配慮への周知啓発に努めてまいります。以上でございます。

ただいまのご答弁では、大阪府の条例が2021年に改正されたことにより、府下では事業所の合理的配慮の提供が義務化しているため、本市においても国・府の改正内容を周知し、情報提供に努めてきたとのことでした。そうすると、このたび制定された箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例の第6条、事

業者の役割、手話言語条例も同じく第6条ですけれども、障害者が意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うことが義務ではなく、努力義務のままであるのは何ゆえでしょうか、ご答弁を求めます。また、庁内でも改正内容を周知してきたとのことですが、箕面市内における全事業所、これは民間も含んでのことですが、の合理的配慮の実施状況について、所管部署、例えば地域創造部営業室は事業所への啓発や現状把握などは行っておられるのでしょうか。あわせてご答弁をお願いいたします。

#### <答弁>

合理的な配慮の規定についてご答弁いたします。先ほどご答弁した令和3年改正の障害者差別解消法及び府条例に基づく事業者による合理的な配慮の提供については、障害者の申出に基づき、事業者の過度な負担とならない範囲で提供されるべきものとして義務化されたものであり、事業者における障害者への対応の基本的事項として遵守されるべきものです。他方で、市条例は令和4年に成立・施行された障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律と同様に、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推し、共生社会の実現に資することを目的としていますが、同法では、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすることを基本理念の一つとし、事業者の責務としては、障害者が必要とする情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう努めなければならないと規定されています。市条例は、この法の規定の認識に立ち、事業者等の役割として、合理的配慮に加え、意思疎通手段に対する理解や市施策への協力についても規定しており、広く努力義務としたものです。なお、箕面市内における民間も含む全事業所の合理的配慮の実施状況については調査等を行う考えはありませんが、必要な啓発については引き続き実施いたします。以上でございます。

ただいまのご答弁では、別の法律を示されて、努力義務でもいいのだから努力義務に合わせましたというようなご答弁だったと思うんですね。でも、国のほう

は一貫して、来年の4月1日からは合理的配慮の提供は事業者の義務ですということ、これキャンペーンも張られておりますし、周知を図っているところですよね。そういう中で、箕面市は努力義務でいいんだという態度を貫くということが本当に適切なのかどうかというこは、どれだけ考えてそういう結論を出されたのかな というふうにちょっと私は聞いていて不思議に感じます。いきなり義務化が厳しいにしても、やはり何らかの形で義務化しないといけないぐらい、これはやっぱりしっかりと提供していかないといけないものなんだということの周知をきちっとしていくためにも、その基となる条例に対しては、やはり分かりやすく、事業所の合理的配慮の提供についてはちゃんと区別をして義務化ですということを入れていくべきだと私は考ますので申し上げておきます。また今後、機会があれば議論をしていきたいと思っております。また、例えば地域創造部で市内の事業所さんを所管、ご商売されている方の所管ということでお聞きしたんですけれども、今までどおり必要な啓発をしていくということでご答弁をいただいたんですが、大阪府では差別解消法の問題とかも捉えながら、障害理解等の啓発状況についてということ、2023年4月1日時点の府下市町村における障害等の啓発状況というものを公表されています。その一覧表を見ると、箕面市は事業者への啓発をやっていない、また地元企業との連携を行っていないというような形になっているんですね、一覧表を見る限りでは。今のご答弁ではちゃんとやっていますよというふうにおっしゃっているので、私はやっぱり府のその資料が間違っているんだったら、ちゃんと府に間違っているというふうに言っていただきたいですし、実際のところ、できていないんだったら、しっかりと啓発をやっていただきたい。本当にやっていただきたいというふうに思っておりますので、申し上げておきます。4つ目の質問です。学校等での取組や市民の啓発についてお聞きします。他市では、学校での手話言語の取組が行われていますが、市ではどのように検討されているのでしょうか。また、啓発パンフレット1,000部を作成し、事業所や関係機関への配布が予定されています。事業所向け、学校向け、あるいは外国人向けなど、対象者に合ったものを作成したほうがよいのではないかと思います。また、例えば学校向けについては、小学生向けと中高生向けなど、対象に応じた内容が求められるのではないかと思います。どのような対象に何種類ぐらいのパンフレットを検討しておられるのかも

聞きしておきたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

<答弁>

学校での手話言語の取組及び市民への啓発パンフレットについてご答弁いたします。市立小・中学校においては、市内の障害当事者や関係団体が講師となり、白杖や車椅子などの体験学習や手話サークルの協力による手話を交えた音楽会などの取組を行っており、引き続き、子どもたちに関心を持ってもらえるような取組を継続してまいります。また、啓発パンフレット1,000部については、まずは条例制定の趣旨、理念等を広く周知するため、リーフレット及びポスター各1種類を作成予定であり、公共施設での配架や啓発イベント等での配布に加え、当事者や関係団体等を通じたPRや市から関係団体への働きかけに活用する予定です。配布対象者や内容の検討に当たっては、障害者市民施策推進協議会の専門部会で意見をいただく予定としています。以上でございます。

小・中学校で障害特性がどんなものなのかという体験学習をされているということで、今、箕面市の小学校の中では、例えば高齢者になったらどんなふうな状況になるのかということもやっております、私もボランティアとして何回か、その授業に参加をさせていただいたことがございます。ですが、小・中学校での障害者理解の取組というものをぜひ全校のいわゆる箕面市内の公立学校の子どもたちが全てそういう経験ができるように進めていただきたいなというふうに思っております。今日はいろいろと条例制定を受けて質問をさせていただきました。条例制定まで非常に時間をかけて、この条例を出していただいたということで、いろんなご苦労やご努力があったかと思えます。ですので、多分、これだけ時間をかけてつくっていただいたということなので、どんな課題があるのかというのは一番やっぱりよく原課がご存じだというふうに考えております。今、総じて今日の質問では、ICTの推進等が強調されておりました。もちろん、ICTもデジタル技術というものをしっかりと活用しながら上手に推進していただきたいと思うんですけれども、その一方で、やはりソフト面での必要になってくる支援

というものもあろうかと思えます。お金は出さないよというようなことも何度かお聞きをしましたがけれども、お金を出す、出さないということもそうなんですけれども、聞いていて、市がどこまで本気でこの問題に正面から取り組んでいくのかなというところの姿勢がよく見えなかったというふうに思っています。本当にこの事業というか、この問題をしっかりと推進しようというふうに思うと、やはり専任の担当者の配置というものが必要になってくるのではないかなというふうに思っています。人員の配置というものが十分でないと、なかなか事業は進みません。これは多分、健康福祉部だけではなくて、箕面市の庁内の今の本当に大きな課題になっているのだらうとは思いますが、ぜひとも必要な予算と必要な人というのはぜひつけていただきたいなと思っています。現場の職員の方々は本当に真摯に一生懸命頑張っていると思うので、ぜひそういう職員さんたちの思いも思う存分発揮できるような政策的な配慮をお願いしたいと思います。明石市では、この法改正を受けまして、事業者の合理的配慮の提供を支援する施策というのを先ほどご紹介したほかにもいっぱいやっておられます。例えば、コミュニケーションボードのツールの作成費を支援している、これは上限5万円まで全額、市が出しています。そのほか、ポータブルスロープや筆談ボードなどの購入費用も上限10万円まで全額補助しています。そのほかにも点字メニューや筆談ボード、ポータブルスロープなんかを設置している店舗さん、それとか手すりの取付工事店の一覧とかも市のホームページに掲載をして、お店やいろんな配慮が一目で分かるステッカーというものの配布をしているんですね。やれることはいっぱいあるし、もっと市民の力や、それこそ、民間事業者の力をもっともっと活用して、この今回の条例制定の趣旨を具現化していくことはいっぱいできるかと思っていますので、これからも私も力の限り、一緒に協力をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。